

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 全項目評価書(素案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	予防接種に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。
------	--

評価実施機関名

船橋市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、特に以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	保健総合システム
②システムの機能	①対象者抽出機能: 予防接種の種類に応じた対象者を抽出する。 ②情報登録機能: 予防接種記録を登録する。 ③照会機能: 予防接種記録(接種日・実施医療機関名など)を表示する。 ④支払明細出力機能: 各医療機関への支払明細書を出力する。 ⑤集計・統計機能: 予防接種別に接種件数表等を抽出・作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、ワクチン接種記録システム (VRS))
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
②システムの機能	①宛名管理機能: 既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理番は住基ネットゲートウェイシステムへ送信する。 ④情報提供機能: 各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能: 自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (自治体中間サーバー、保健総合システム、住基ネットゲートウェイシステム)

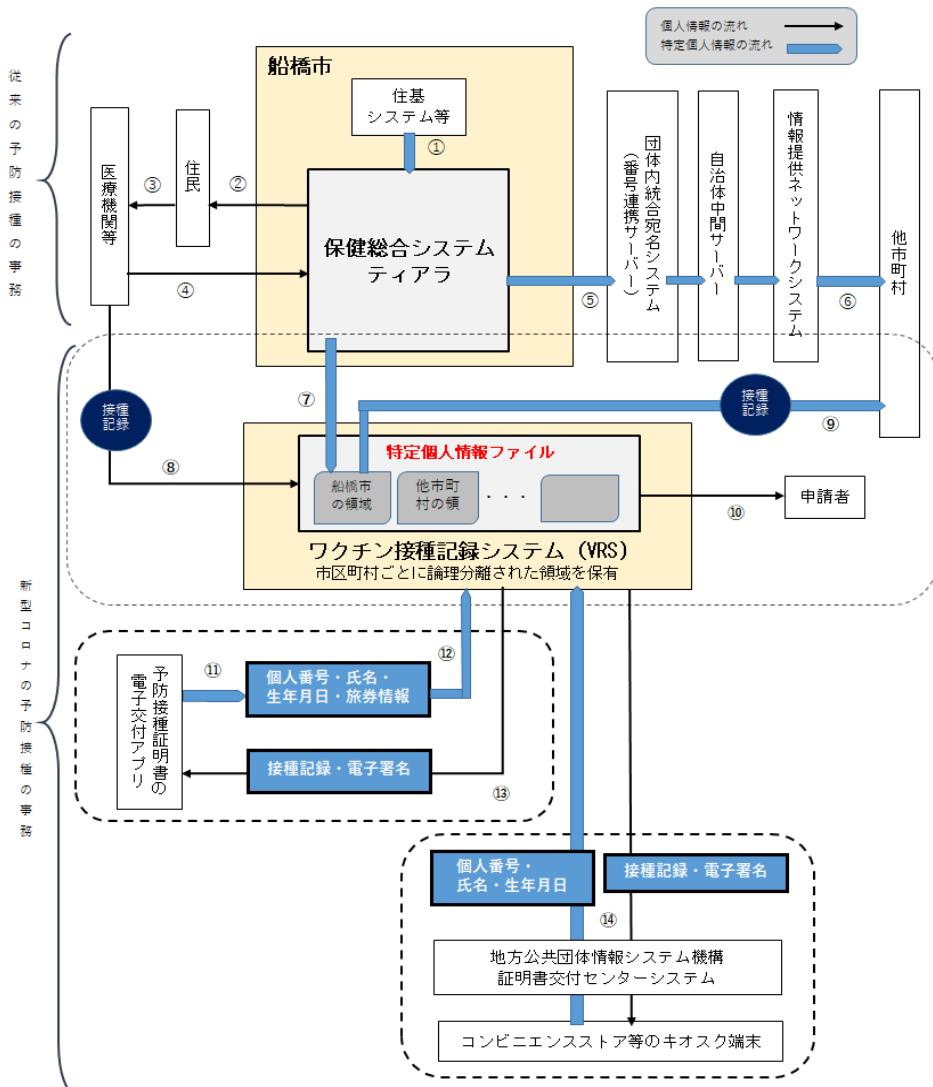
システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))</p>
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>②接種記録の管理</p> <p>③転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>④他市町村への接種記録の照会・提供</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (保健総合システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法等関連法令に基づく予防接種を円滑に実施するために、予防接種の対象者、予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	①予防接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ②予防接種の対象者であることを確認することで必要な接種勧奨が可能となる。 ③市民からの予防接種歴に関する問い合わせに正確かつ迅速に対応できる。 ④正確な接種情報の集計が可能になる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 ②番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の17の項 (3)番号法別表第二の18の項 (4)番号法別表第二の19の項 (5)番号法別表第二の115の2の項 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の16の3の項 (3)番号法別表第二の115の2の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1. 新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について
 - ①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。
2. 新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について
 - ①～③に加え、⑦～⑨の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、⑩及び⑪～⑬、または⑭の流れで接種記録を照会し、交付する。



(備考)

<新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について>

- ①予防接種対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得
- ②接種対象者を抽出し、対象者へ予防接種関係書類(予診票等)を送付
- ③接種対象者が医療機関等へ予診票を持参、予防接種を受ける
- ④医療機関等から予診票が市へ提出され、確認後、接種歴を保健総合システムへ入力
- ⑤予防接種履歴を団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)を経由して中間サーバーへ副本登録
- ⑥他市町村からの照会に応じて接種記録を提供

<新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について>

- (①～③対象者を抽出し接種券を送付、接種対象者が医療機関等へ接種券を持参し予防接種を受ける)
- ⑦特定個人情報ファイル(CSV)の登録(個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、性別)
- ⑧接種券上のOCRラインを読み込み・送信(従来事務の④～⑤に代わるプロセス)
- ⑨他市町村からの照会に応じて接種記録を提供(従来事務の⑥に代わるプロセス)

<新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について>

- ⑩申請により接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して接種証明書を交付する。
- ⑪接種証明書交付希望者がマイナンバーカードを用いて電子交付アプリを利用して(マイナンバーカード券面入力補助AP利用)、
また必要に応じて旅券関係情報を入力(旅券MRZ[機械読取領域]のAI-OCR読み取り)
- ⑫アプリ上で個人番号入手し、接種証明書交付希望者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会
- ⑬接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報と合わせて、証明書としてアプリ上に表示する
(個人番号は表示されない。また、接種証明書については電子署名を付す)
- ⑭コンビニエンスストア等のキオスク端末での接種証明書交付申請時は、キオスク端末から個人番号入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して申請者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会
(マイナンバーカード券面入力補助AP利用)。接種記録の情報を氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付(個人番号は表示されない。また、接種証明書については電子署名を付す)
※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	船橋市に住民登録をしている定期予防接種の対象者	
その必要性	市で実施する予防接種情報を適正に管理する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input checked="" type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その妥当性	①個人番号・その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報・連絡先:その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予診票に記入された情報と突合するために保有、また接種勧奨に使用するために保有 ③地方税関係情報:接種に際し自己負担額の有無の管理を適正に行うために保有 ④健康・医療関係情報:予防接種履歴管理および接種勧奨を適正に行うために保有 ⑤医療保険関係情報:健康被害救済給付の支給調整を適正に行うために保有 ⑥障害福祉関係情報:接種対象者要件に該当するかを把握するため、また健康被害救済給付の支給調整を適正に行うために保有 ⑧生活保護・社会福祉関係情報:接種に際し自己負担額の有無の管理を適正に行うために保有 ⑨災害関係情報:東日本大震災における市内在住の避難住民に係る予防接種を適切に実施するために保有	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月18日	
⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署	(戸籍住民課、市民税課、障害福祉課、生活支援課、危機管理課、地域福祉課、国保年金課)
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(日本年金機構)
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(市町村(特別区を含む))
	[○] 民間事業者	(船橋市が契約する各医師会および医療機関)
	[○] その他	(医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法)により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。))
②入手方法	[○] 紙	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム
③入手の時期・頻度	[○] 情報提供ネットワークシステム	
	[○] その他	(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書) (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策以外>	
	①住民基本台帳から、1日複数回、システム間の連携により自動的に入手。	
	②予防接種を実施した医療機関から、接種日等の接種情報を記載した予診票を月次単位で入手(支払いの代行機関を介する場合もあり)	
⑤本人への明示	③その他、業務に必要となる都度	
	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	
	①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度	
⑥使用目的 ※	②他市町村から接種記録の照会を受ける都度	
	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度	
	予防接種を受けた者を特定し、接種歴を適切に記録・保管する必要がある。(予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8)	
⑦使用の主体	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	
	①当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)	
	②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、他市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	
⑧変更の妥当性	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	
⑨選択肢	健康づくり課	
	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<p><新型コロナウイルス感染症対策以外></p> <p>①予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予診票について、対象者であるか特定し記録を保管する。また、予防接種済証明書の申請を受ける際には本人確認に用いる。</p> <p>②予防接種の料金区分を正確に把握する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>①当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</p> <p>②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>
情報の突合 ※	<p><新型コロナウイルス感染症対策以外></p> <p>①本人又は代理人提出の予診票や各種申請書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。</p> <p>②住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システム（連携サーバー）を介し、予防接種情報ファイルと宛名番号で突合、更新する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、他市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>
情報の統計分析 ※	人数等の集計・分析は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	
⑨使用開始日	平成28年1月18日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する] (2) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	保健総合システムの運用保守業務		
①委託内容	保健総合システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者		
その妥当性	保健総合システムの運用保守業務において、バックアップデータの作成及びシステムの改修を行うにあたり、予防接種情報ファイルのうち、保健総合システムに係る部分を取り扱う必要があるため。		
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁内の保守用端末)</p>		
⑤委託先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合には、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。		
⑥委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑨再委託事項	保健総合システムの運用支援・改修業務委託の一部を再委託している。	

委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために、予防接種情報ファイルのうち、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る部分を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの [○] その他 (電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p>
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合には回答する。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (4) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項	
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	
提供先2	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の3の項	
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	

提供先3	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の115の2の項
②提供先における用途	番号法別表第一の93の2の項に定める事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

移転先1	地域保健課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の2の項
②移転先における用途	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項に定める事務 母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>〈船橋市における措置〉</p> <p>①データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)</p> <p>②紙媒体、電子媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。</p> <p>〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>〈新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能〉</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>〈新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付〉</p> <p>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>												
②保管期間	期間	<p>〈選択肢〉</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法		<p>予防接種施行令第6条の2に基づき、少なくとも5年間は保存を行うことが規定されているため。</p> <p>〈船橋市における措置〉</p> <p>①電子データについては、保管期間が経過した後、保健総合システムの保守・運用を行う事業者において、復元不可能な状態で消去する。</p> <p>②紙媒体で保有する特定個人情報については、焼却等の復元不可能な方法で処分する。</p> <p>〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉</p> <p>①自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>②自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p>〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含む>

<予防接種情報ファイル>

1.住民番号、2.氏名カナ、3.氏名漢字、4.生年月日、5.性別、6.統柄(1)、7.統柄(2)、8.統柄(3)、9.電話番号、10.携帯電話、11.住所コード、12.支所コード、13.地区コード、14.番コード、15.棟コード、16.号コード、17.郵便番号、18.住所、19.方書、20.世帯番号、21.世帯主名漢字、22.住民となった日、23.異動日付、24.異動届出日、25.異動事由、26.消除事由、27.住定日、28.住定居届出日、29.住定事由、30.減異動日付、31.減異動届出日、32.減異動事由、33.異動前住所、34.異動先住所、35.削除フラグ、36.送付先使用フラグ、37.送付先住所コード、38.送付先郵便番号、39.送付先住所、40.送付先方書、41.現住所使用フラグ、42.現住所住所コード、43.現住所郵便番号、44.現住所住所、45.現住所方書、46.外国人本名カナ、47.外国人本名漢字、48.外国人通称名カナ、49.外国人通称名漢字、50.外国人区分、51.異動日、52.異動レコード区分、53.処理日、54.処理時間、55.データ連番、56.住民区分、57.生活保護受給者情報読み込みフラグ、58.生保ケース番号、59.生保開始日、60.生保廃止日、61.生保停止日、62.新規レコード作成者、63.新規レコード作成日時、64.最終更新者コード、65.最終更新日時、66.電話番号使用フラグ、67.自宅電話番号、68.携帯電話番号、69.検索用_電話番号、70.検索用カナ_姓、71.検索用カナ_名、72.カスタマバーコード、73.住民でなくなった日、74.国保送付先カスタマバーコード、75.生保資格取得日、76.生保資格喪失日、77.外国人登録番号、78.外国人国籍番号、79.外国人通称名選択サイン、80.外国人在留資格、81.外国人在留開始日、82.外国人在留終了日、83.新規レコード端末、84.新規レコードプログラム、85.最終レコード端末、86.最終レコードプログラム、87.外国人住民となった日、88.在留区分、89.住民登録区分、90.外国人氏名英字、91.接種者コード、92.接種日、93.接種機関コード、94.年度、95.受診時年齢数値、96.受診時年齢文字、97.集計用月例、98.集計用地区コード2、99.地域保健・受診区分、100.接種区分、101.ツ反BCG区分、102.集計計上日付、103.集計計上年齢、104.集計上年度、105.料金区分、106.市区分、107.東No.、108.東連番、109.集個区分、110.エントリーデータフラグ、111.徴収区分、112.行政措置、113.備考、114.個人番号、115.統合宛名番号、116.個人番号/異動日、117.個人番号/異動事由、118.個人番号/処理日、119.個人番号/処理時間、120.個人番号/連番

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号 11.ワクチン種類(※) 12.製品名(※) 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14.証明書ID(※) 15.証明書発行年月日(※)

(※)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置> 各種申請書等の受付時、窓口において届出内容や母子健康手帳、身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付> 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>予診票や各種申請書の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号は表示しない構成とし、不用意な閲覧が行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ③保健総合システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ④ログイン履歴を管理しているため、誰がいつ何の情報を入手したかがわかるようになっている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付> 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <p>①氏名、住所等の個人情報を結びつく接種者コードを予診票に記入してもらう。 ②各種申請書等の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>					
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>既存住民基本台帳システムから情報の移転を受けており、真正性は確保されている。委託医療機関から提出された予診票を保健総合システムへ取込む際に、予診票に記載されている氏名、住所、生年月日等とマッチングさせ、適切に紐づけを行っている。</p>					
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <p>①委託医療機関から提出された予診票を保健総合システムへ取込む際に、予診票に記載された接種者コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。 ②接種情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除又は訂正を行った者以外の者が確認する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>①券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ②券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSまたは証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>					
その他の措置の内容	入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <p>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③全職員を対象として、情報管理職場研修(上司と部下が情報管理について確認する研修)及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能></p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付></p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>						

3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	保健総合システムには、健康管理事務に関係のない情報を記録・保有しない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場となる医療機関等では、接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<保健総合システムの運用における措置> システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ②LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<保健総合システムの運用における措置> ①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ②異動等により所属が変わった際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<保健総合システムの運用における措置> ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者(所属長)が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は廃止する。 ③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<保健総合システムの運用における措置> ①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①情報システム管理者(所属長)は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。 ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。 ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。 ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。 ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 ②船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ③作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ④電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ⑤電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<保健総合システムの運用における措置> ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。 ②必要な操作以外、予防接種に関する情報を表示しない。 ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために個人番号入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p><保健総合システムの運用における措置> 入札の仕様書で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取り扱いが適正であることを条件に含めている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ③委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ④再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ①作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ②閲覧／更新権限を持つものを必要最小限とし、厳重なアカウント管理により、システム上で操作権限を制限する。 ③閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	特定個人情報ファイルの使用履歴については、ユーザーID、操作日時、事務種別や処理事由等を記録し、毎日蓄積・保存している。
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	当市が承認した再委託者を除く第三者への提供は認めず、当市の承認がある場合以外特定個人情報の複写・複製を認めない。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ①業務目的外の特定個人情報の利用及び提供を禁止している。 ②情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明する。
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めていない] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	システムの保守・運用を行う事業者は当市に訪問し、本市のシステム環境のみで特定個人情報の取扱いを行い、持ち出し等はできない仕組みになっているため、定める必要はない。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 ②目的外使用及び目的外提供の禁止 ③無断複写・複製の禁止 ④授受方法 ⑤契約終了時の返還義務 ⑥従事者に対する遵守事項の周知義務 ⑦管理者の設置と報告 ⑧再委託の制限 ⑨苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 ⑩損害賠償 ⑪閲覧者・更新者の制限 ⑫個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 ⑬必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができるること。 ⑭情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 ⑮再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<p><保健総合システムの運用における措置> 保健総合システムを利用する場合、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照したのか)の記録が逐一保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><保健総合システムの運用における措置> 予防接種に関する情報の移転については、移転の内容が番号法等法令の規定に基づくものか審査を行い、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認したもののみ移転を行うものとする。</p>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <p>①新たに特定個人情報の移転を開始する場合は、移転の内容が番号法等法令の規定に基づくものか審査を行い、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認したもののみ移転を行うものとする。</p> <p>②特定個人情報は、番号法及び条例上認められる事務に限って移転を可能とする。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>他市町村への個人番号の提供</p> <p>当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <p>①業務に必要な情報以外は見られないようシステム上でアクセス制限をかけている。</p> <p>②許可した所属しか見られないようにしている。</p> <p>③接種記録をシステムに入力した後に移転されるため、入力時にダブルチェックやエラーチェックを行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>他市町村への個人番号の提供、転出先市町村への接種記録の提供</p> <p>当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、送信を受けた市町村で該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>①特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</p> <p>②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、他市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)の運用における措置> ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。		
	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに 対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
	<自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)の運用における措置> 定められた運用手順に従い照会し、データを入手する。		
	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。		
	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>＜団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）における措置＞</p> <p>情報照会機能により自治体中間サーバーに情報照会を行う際には、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）において照会結果の改変を行わないことで、自治体中間サーバーから入手した情報と同一であることを担保している。</p> <p>＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>（※）自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の自治体中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			

リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><保健総合システムの運用における措置></p> <p>①保健総合システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。</p> <p>②保健総合システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	2) 十分である
		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①保健総合システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②保健総合システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。		
	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。		
	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		

リスクへの対策は十分か

- | | | |
|---------------------|--------------|----------|
| [十分である] | <選択肢> | |
| | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
| | 3) 課題が残されている | |

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> 自治体中間サーバーと連携される予防接種に関する情報の更新は、入力後の照合作業等により正確性を担保している。		
	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>			
①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>			
①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			
②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
具体的な対策の内容					
<p><船橋市における措置></p> <p>①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)</p> <p>②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。</p> <p>③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <p>①サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</p> <p>②日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>					

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><船橋市における措置></p> <p>①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <p>①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ③当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ④LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能></p> <p>①電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ②電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付></p> <p>①証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ②キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		<p>①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。</p> <p>②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。</p>
再発防止策の内容		<p>①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。</p> <p>②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。</p>

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法にて安全管理措置を実施し、保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、隨時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。 ②生活保護・社会福祉関係情報については、毎月データを入手し、更新を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<紙媒体に対する措置> ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。		

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>年に1度、総務部からの照会により、自己点検を行い、総務部へ報告している。 自己点検の項目は、年によって異なる場合があるが、概ね次のような項目である。</p> <p>①特定個人情報の取扱状況 ②特定個人情報に関する人的安全管理措置 ③特定個人情報に関する物理的安全管理措置 ④特定個人情報に関する技術的安全管理措置</p> <p>また、年に1度特定個人情報保護評価書の見直しを行い、評価書の記載内容のとおり運用が行われていることを確認している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
具体的な内容	<p><内部監査> 定期的に、総務部による監査を受けている。 監査項目は、年によって異なる場合があるが、概ね次のような項目である。</p> <p>①特定個人情報の取扱状況 ②特定個人情報に関する人的安全管理措置 ③特定個人情報に関する物理的安全管理措置 ④特定個人情報に関する技術的安全管理措置</p> <p>監査結果を踏まえて、体制や規定を改善する。</p> <p><外部監査> 民間機関等により調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><船橋市における措置></p> <p>①健康づくり課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</p> <p>②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。</p> <p>③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

<船橋市における措置>

- ①特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
- ②特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	
②請求方法	情報公開コーナー(船橋市役所本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。	
特記事項	※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。	
③手数料等	[無料] (手数料額、納付方法:	<選択肢> 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	「個人情報取扱事務届出簿」の帳票を公表している。	
公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3836
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント実施後に記載する。
②実施日・期間	パブリックコメント実施後に記載する。
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	パブリックコメント実施後に記載する。
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	第三者点検後に記載する。
②方法	船橋市情報公開・個人情報保護審査会による点検を行う。
③結果	第三者点検後に記載する。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月3日	評価書の種別	重点項目評価書	全項目評価書 ※しきい値判断の変更に伴い、全項目評価書の実施が義務付けられることとなったため、全項目評価書を新たに作成した。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、特に以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(略) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、特に以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	【○】既存住民基本台帳システム 【○】その他（団体内統合宛名システム（番号連携サーバー））	【○】既存住民基本台帳システム 【○】その他（団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、ワクチン接種記録システム（VRS））	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	【】その他	【○】その他（保健総合システム）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	(別添1)事務の内容	1. 新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について (略) 2. 新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について (略) 【図】 <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について> (略)	1. 新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について（略） 2. 新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について（略） また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、⑩及び⑪～⑯の流れで接種記録を照会し、交付する。 【図】 予防接種証明書の電子交付アプリの内容を追記 <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について>（略） <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について>（略） <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について> ⑩申請により接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して接種証明書を交付する。 ⑪接種証明書交付希望者がマイナンバーカードを用いて電子交付アプリを利用（マイナンバーカード券面入力補助AP利用）、また必要に応じて旅券関係情報を入力（旅券MRZ[機械読み取り領域]のAI-OCR読み取り） ⑫アプリ上で個人番号入手し、証明書交付希望者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会 ⑬接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報と合わせて、証明書としてアプリ上に表示する (個人番号は表示されない。また、接種証明書については電子署名を付す)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(略) 【○】評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、市民税課、障害福祉課、生活支援課、危機管理課、地域福祉課） (略)	(略) 【○】評価実施機関内の他部署（戸籍住民課、市民税課、障害福祉課、生活支援課、危機管理課、地域福祉課、国保年金課） (略)	事後	入手元の追加にあたり、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じず、リスクを相当程度変更させるものではないと考えられるため、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略) 【○】その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	(略) 【○】その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。））	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策以外> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度	<新型コロナウイルス感染症対策以外> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 ②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合であつて、接種記録の照会が必要になる都度	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する(番号法第19条第16号)	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合のみ入手する。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	接種者からの同意を得て入手する。	①接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ②電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策以外> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策以外> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策以外> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。（転出先市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）	<新型コロナウイルス感染症対策以外> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	ワクチン接種記録システム（VRS）の管理業務等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために、予防接種情報ファイルのうち、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る部分を取り扱う必要があるため。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために、予防接種情報ファイルのうち、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る部分を取り扱う必要があるため。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【○】その他 (LG-WAN回線を用いた提供)	【○】その他 (LG-WAN回線を用いた提供)(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (略)	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	(別添2)ファイル記録項目	<要配慮個人情報を含む> <予防接種情報ファイル> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 1~10略	<要配慮個人情報を含む> <予防接種情報ファイル> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 1~10略 11.ワクチン種類 12.製品名 13.旅券関係情報 (旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) 14.証明書ID 15.証明書発行年月日	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	<保健総合システムの運用における措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する際に、本人から個人番号を入手する場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (上欄の続き)	-	<p>③転出元市町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須として、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することをお防止するための措置の内容	予診票や各種申請書の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。	<p>予診票や各種申請書の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。		事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略)	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略)	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ①券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ②券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<保健総合システムの運用における措置>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 ②略	<保健総合システムの運用における措置>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市の接種記録を転出先市町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②略	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<保健総合システムの運用における措置>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ③委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ④再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<保健総合システムの運用における措置>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ③委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ④再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 転出元市町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<保健総合システムの運用における措置>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 転出元市町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 転出元市町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<保健総合システムの運用における措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 転出元市町村への個人番号の提供、転出先市町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、送信を受けた市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	よりわかりやすい記載となるよう表現を修正した形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ①～④(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ①～④(略)	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ①～④(略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> ①電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ②電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
令和4年7月21日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	法令等の改正に伴う形式的な文言の修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年7月21日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<内部監査> (略) <外部監査> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	<内部監査> (略) <外部監査> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	法令等の改正に伴う形式的な文言の修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年7月21日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	法令等の改正に伴う形式的な文言の修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年7月21日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<船橋市における措置> ①特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ②(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<船橋市における措置> ①特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ②(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとができる体制を構築する。	事後	法令等の改正に伴う形式的な文言の修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年7月21日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課	船橋市総務部総務法制課	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 収集 ②実施日・期間	令和3年9月1日～令和3年10月1日(31日間)	令和4年4月1日～令和4年5月2日(32日間)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 収集 ④主な意見の内容	意見の提出はありませんでした。	新型コロナウイルス感染症予防接種のワクチンは現在治験中で、安全性について10年先まで確認ができない。そのようなものを接種済み、非接種を識別するデータベースを作り管理するのは、間違いではないか。マイナンバーで何事もひも付けて管理するのは、サイバーアクセスに脆弱な我が国ではあまりにも危険なので止めるべきだ。個人情報を簡単に流出して問題になっている案件を全て解決して、全ての船橋市民のプライバシーを厳守してほしい、とのご意見があった。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 収集 ⑤評価書への反映	-	評価書への反映はしないが、特定個人情報の保護措置の取扱いについては、その重要性について十分な認識を持ち、適切に運用管理していく。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和4年1月17日	令和4年5月31日～令和4年6月30日(書面開催)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年7月21日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「予防接種に関する事務 全項目評価書(草案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。 ・特に、ワクチン接種記録システム(VRS)については、その適正な取扱い及び管理の徹底を求める。 指摘事項とその対応については、別紙1のとおり	「予防接種に関する事務 全項目評価書(草案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。 ・特に、ワクチン接種記録システム(VRS)については、その適正な取扱い及び管理の徹底を求める。 指摘事項とその対応については、別紙1のとおり	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	(別添1)事務の内容	1. 新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について (略) 2. 新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について (略) 【図】 <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について> ⑩～⑯略 <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について> ⑩～⑯略	1. 新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について (略) 2. 新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について (略) 【図】 <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について> ⑩～⑯略 <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について> ⑩～⑯略	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略) 【○】その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	(略) 【○】その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策以外>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 ②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度	<新型コロナウイルス感染症対策以外>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 ②他市町村から接種記録の照会を受ける都度 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合であつて、接種記録の照会が必要になる都度	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①略 ②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ③略	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ①略 ②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、他市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ③略	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ②電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	①接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ②電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策以外>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	<新型コロナウイルス感染症対策以外>(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、他市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために、予防接種情報ファイルのうち、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る部分を取り扱う必要があるため。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために、予防接種情報ファイルのうち、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る部分を取り扱う必要があるため。	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【○】その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	【○】その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<船橋市における措置>(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>(略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能>(略)	<船橋市における措置>(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>(略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能>(略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付> 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)ファイル記録項目	<要配慮個人情報を含む> <予防接種情報ファイル> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 1~6略 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) 8~10略 11.ワクチン種類 12.製品名 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) 14.証明書ID 15.証明書発行年月日	<要配慮個人情報を含む> <予防接種情報ファイル> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 1~6略 7.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) 8~10略 11.ワクチン種類(※) 12.製品名(※) 13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) 14.証明書ID(※) 15.証明書発行年月日(※) (※)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①(略) ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③~④(略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> (略)	<保健総合システムの運用における措置> (略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①(略) ②他市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③~④(略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付> (略)	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することをお防止するための措置の内容	予診票や各種申請書の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	予診票や各種申請書の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> (略)	<保健総合システムの運用における措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> (略) <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付> 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	<保健総合システムの運用における措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ①(略) ②券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	<保健総合システムの運用における措置> (略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ①(略) ②券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSまたは証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略)<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>(略)<新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能>(略)	<保健総合システムの運用における措置>(略)<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>(略)<新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能>(略)<新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<保健総合システムの運用における措置>(略)<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①～⑤(略)	<保健総合システムの運用における措置>(略)<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①～⑤(略)	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略)<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>転出元市町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<保健総合システムの運用における措置>(略)<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>他市町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置>(略)<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>転出元市町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<保健総合システムの運用における措置>(略)<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>他市町村への個人番号の提供、転出先市町村への接種記録の提供当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、送信を受けた市町村で該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>①(略)②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>①(略)②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、他市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<船橋市における措置>(略)<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>(略)<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>①～④(略)<(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能>①～②(略)	<船橋市における措置>(略)<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>(略)<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>①～④(略)<(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能>①～②(略)<新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付>①証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。②キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前に再実施が必要である重要な変更に当たるもの、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり、事後的に実施した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	-	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	-	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 徴収 ②実施日・期間	令和4年4月1日～令和4年5月2日（32日間）	●意見徴収終了後に記載予定		
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 徴収 ④主な意見の内容	新型コロナウイルス感染症予防接種のワクチンは現在治験中で、安全性について10年先まで確認ができない。そのようなものを接種済み、非接種を識別するデータベースを作り管理するのは、間違いではないか。マイナンバーで何事もひも付けて管理するのは、サイバー攻撃に脆弱な我が国ではあまりにも危険なので止めるべきだ。個人情報を簡単に流出して問題になっている案件を全て解決して、全ての船橋市民のプライバシーを厳守してほしい、とのご意見があった。	●意見徴収終了後に記載予定		
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 徴収 ⑤評価書への反映	評価書への反映はしないが、特定個人情報の保護措置の取扱いについては、その重要性について十分な認識を持ち、適切に運用管理していく。	●意見徴収終了後に記載予定		
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和4年5月31日～令和4年6月30日（書面開催）	●第三者点検実施後に記載予定		
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「予防接種に関する事務 全項目評価書（素案）」は、特定個人情報保護評価指針（令和4年4月1日 個人情報保護委員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。 ・特に、ワクチン接種記録システム（VRS）については、その適正な取扱い及び管理の徹底を求める。 指摘事項とその対応については、別紙1のとおり	●第三者点検実施後に記載予定		

(別紙1)第三者点検の結果と評価書等への反映について

該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	理由
評価書15ページ	<p>・答申(案)の内容および文面については特段の意見はありません。 原案のままでよろしいかと存じます。</p> <p>なお、関連資料に目を通している中で、本質的ではありませんが次の点に気が付きました。</p> <p>特定個人情報の保管・消去、①保管場所、 ワクチン接種記録システムにおける追加措置について、①から⑤までの項目が並べられた後に黄色網掛けで2行が新たに追加されていますが、 この部分が⑤に追記されたものなのか、この節全体の補足説明のかがわかりにくいように思います。</p> <p>括弧書きの「新型コロナ～電子交付機能」は、VRSの部分機能を指しているものと思われますので、⑥として追加する、あるいは括弧書き部分を独立した節にすることはいかがでしょうか。</p>	<p>括弧書き部分を独立した節にする形で修正します。 (評価書15ページに限らず、同様の記載がある箇所は全て変更します。)</p>	<p>評価書の見やすくするため、記載された情報がどのような性質かわかりやすくするために、修正します。</p>
評価書17ページ ほか	<p>同、P.17、表の最初のカラム、黄色網掛け箇所の②と③、 転出先・転出元「市町村」「市区町」「市区町村」と表現が混在していますが、 区別して用いられているのか、単なる表記ゆれなのかがわかりません。 他にも同様の箇所があります。(P.23下の方、など)</p>	<p>基本的には「市町村」という文言を利用し、「市区町村コード」と記載がある部分に関しては、当該名称をそのまま使用する形で修正します。</p>	<p>番号法上では「市町村」という文言を使用しているため、基本的には「市町村」とし、「市区町村コード」と記載がある部分に関しては、当該名称をそのまま使用する形で修正します。</p>
評価書29ページ	<p>同、P.29、黄色網掛け部分、 先ほどP.15と同じく、括弧書きの補足説明がどこにかかっているのかがわかりにくく感じます。</p>	<p>評価書15ページと同様に修正します。</p>	<p>評価書15ページと同様に修正します。</p>
答申案第2項	<p>いただいた答申案の内容に特段異議ございません。 ただ、今回、ワクチン接種記録システム(VRS)の 管理主体や情報漏えい時の責任の所在等について、 若干不明確ないし不安な部分もあることから、 答申案第2項の付言の末尾に、「特に、ワクチン接種記録システム(VRS) については、その適正な取扱い及び管理の徹底を求める。」などといった 記載を追加してはいかがでしょうか。 もっとも、既に記載された付言と同趣旨ではあるので、特に追加を こだわるわけではありません。</p>	<p>答申案にご提案いただいた記載を 追加しました。</p>	<p>VRSの管理主体は国であり、情報漏えい時の責任の所在について も国になりますが、ご意見の趣旨を踏まえ追加しました。</p>
評価書33ページ	<p>「V 開示請求、問合せ」の①の請求先が旧御課名のままです。</p>	<p>・「V開示請求、問合せ、1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先」の欄の「法務課」を 「総務法制課」に修正します。 ・「V開示請求、問合せ、2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ②対応方法」の欄の「総務課」を「総務法制課」に修正します。</p>	<p>ご指摘いただいた箇所以外にも、組織改正によって課名が変更となつた箇所がありましたので、修正します。</p>